

附件 1

一、專利法規定有關申請之法定期間，可申請回復原狀者，例示如下：

- (1) 檢送生物寄存證明文件之期間(第 27 條第 2 項、第 3 項)
- (2) 主張國際優先權之期間(第 28 條第 1 項、第 120 條準用第 28 條第 1 項、第 142 條第 1 項準用第 28 條及同條第 2 項)
- (3) 補正優先權證明文件之期間(第 29 條第 2 項、第 120 條準用第 29 條第 2 項、第 142 條第 1 項準用第 29 條第 2 項及同條第 3 項)
- (4) 申請國內優先權、撤回國內優先權案之期間(第 30 條、第 120 條準用第 30 條)
- (5) 提出分割之期間(第 34 條第 1 項、第 2 項、第 107 條)
- (6) 舉發撤銷確定後，真正申請權人提起舉發之期間及申請專利之期間(第 35 條第 1 項、第 120 條準用第 35 條第 1 項、第 142 條第 1 項準用第 35 條第 1 項)
- (7) 申請實體審查之期間(第 38 條)
- (8) 申請再審查之期間(第 48 條、第 142 條第 1 項準用第 48 條)
- (9) 繳納證書費及專利年費之期間(第 52 條第 1 項、第 94 條第 1 項、第 120 條準用第 52 條第 1 項、第 94 條第 1 項、第 142 條第 1 項準用第 52 條第 1 項、第 94 條第 1 項)
- (10) 申請延長發明專利權期間之期間(第 53 條第 4 項)
- (11) 舉發人遲誤補提理由或證據之期間(第 73 條第 4 項、第 120 條準用第 73 條第 4 項、第 142 條第 1 項準用第 73 條第 4 項)
- (12) 申請改請之期間(第 108 條、第 131 條、第 132 條)

二、依專利法第 17 條第 4 項規定，不可申請回復原狀之法定期間如下：

- (1) 遲誤主張優先權之復權(第 29 條第 4 項、第 120 條準用第 29 條第 4 項、第 142 條第 1 項準用第 29 條第 4 項及同條第 3 項)
- (2) 遲誤繳納證書費與第 1 年專利年費期間之復權(第 52 條第 4 項、第 120 條準用第 52 條第 4 項、第 142 條第 1 項準用第 52 條第 4 項)
- (3) 遲誤補繳第 2 年以後專利年費期間之復權(第 70 條第 2 項、第 120 條準用第 70 條第 2 項、第 142 條第 1 項準用第 70 條第 2 項)